

学校法人静岡理工科大学倫理行動規範

平成 20 年 9 月 22 日 制定

学校法人静岡理工科大学（以下、「学園」という。）は、教育・研究機関としての公共的、社会的使命を達成するために、学園に勤務するすべての者が教育、研究、その他諸活動に従事するうえで遵守すべき基本的な行動基準を「学校法人静岡理工科大学倫理行動規範」として制定する。

1. 教育・研究の姿勢

我々は、「技術者の育成をもって地域社会に貢献する」という建学の精神にのっとり、社会で要求される実践的な能力を発揮できる優秀な人材の育成に取り組むとともに、豊かな人間性を育む教育の場と教育システムの開発・整備に努める。

また、学生・生徒に対しては、熱意と責任をもって「ひとりひとりを丁寧に育てる」姿勢で教育にあたる。

2. 法令・職業倫理の遵守

我々は、すべての法律を遵守するとともに、公共的、社会的使命をもった教育・研究機関に勤める者として良識をもって行動する。

また、学園内の諸規程、機関決定事項および管理責任者の指示・命令に従い、誠実にその職務を遂行する。

3. 人権・人格の尊重

我々は、互いの人権と人格を尊重し、国籍、人種、性別等のいかなる差別も行わない。また、いかなる場合であってもパワーハラスメント、アカデミックハラスメント、セクシュアルハラスメントは許さず、ハラスメント防止にも努める。

4. 適正な業務の遂行

我々は、学園の業務に関して他から金銭その他の利益や供応等を受けない。また、取引先の選定・契約は適正に行い、学園の資産並びに補助金及び公的研究費を公正かつ有効に活用する。

5. 情報開示・説明責任の遂行

我々は、報告・閲覧義務のある監督官庁やステークホルダー（利害関係人）に加え、広く社会に向けて財務および事業に関する情報を開示する。

また、重大な不正・不法等が生じた場合は、原因の究明、再発の防止に努めるとともに、適切に監督官庁並びに対外的な情報開示を行う。

6. 守秘義務・情報セキュリティの徹底

我々は、学園の業務に関して、職務上知り得た秘密の情報・資料は決して外部に洩らしてはならない。また、教育・研究およびその他諸活動に従事するうえで保有する情報資産は情報セキュリティ対策基準に従って取り扱う。

7. 働き甲斐のある職場づくり

我々は、安全衛生・健康管理の充実を図り、健全で働き甲斐のある職場づくりに努める。また、適正な組織運営を実現する環境整備の一環として公正な人事・教育制度の整備・運用に取り組み、学園の継続的な発展に資する人材の育成に努める。

とくに、役員および役職者は、本倫理行動規範を実現することが自らの重要な役割であることを十分自覚し、率先垂範のうえ関係者に周知徹底するように努める。

学園の役職員等は、日々不正・不法の発生の防止に努めるだけでなく、万一、本倫理行動規範に違反する事実を発見した場合には、直ちにコンプライアンス委員に報告するなど、適正な措置を取らなければならない。

以 上